

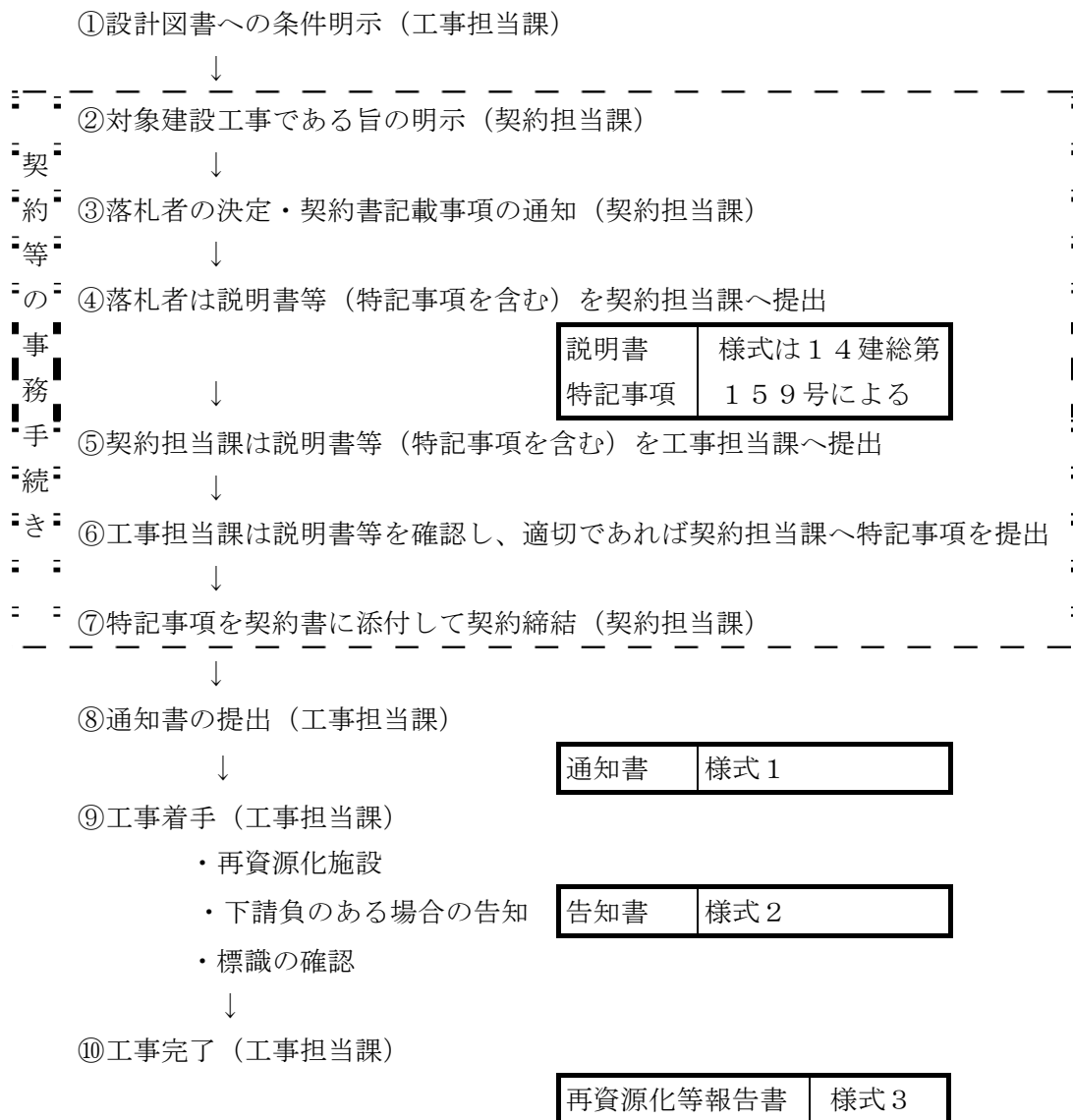
公共工事に係る建設リサイクル法 事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は愛知県建設部が発注する公共工事のうち、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）（以下「建設リサイクル法」という。）第9条に規定する対象建設工事の実施にあたり、必要な事項を定めるものである。

(事務手続き)

第2条 建設リサイクル法に係る公共工事の事務の手順は下記による。また、契約等の事務手続きは「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う契約事務手続きについて（平成14年5月29日付け通知14建総第159号）」（以下「契約事務手続き通知」という。）による。



(設計図書への条件明示)

第3条 工事担当課は、工事の発注にあたり建設リサイクル法第9条に規定される対象建設工事に該当する旨を明示のうえ、分別解体等及び建設廃棄物の再資源化等に必要な経費（再資源化施設の受け入れ費用と運搬費を勘案した経費）を計上する。また、工事担当課は、解体工事など建設廃棄物が発生する工事については、原則として次の内容を設計図書に記載することにより、入札参加者に明示するものとする。ただし、設計条件の明示であり再資源化施設を指定するものではない。

- (1) 分別解体等の方法
- (2) 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(契約等の事務手続き)

第4条 建設リサイクル法第13条第1項の規定により、工事の契約に際して建設業法に定められたものの他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付することが義務付けられている。そのため、契約事務手続き通知により、適切に事務手続きを行うものとする。

(分別解体等の計画等の記載)

第5条 説明書の別表「分別解体等の計画等」については、工事の落札者が記載したものを別記1(1)～(3)により記載事項を確認する。

(特記事項の記載)

第6条 特記事項の記載については下記により確認する。なお、特記事項の記載内容について変更が生じた場合は、契約事務手続き通知により適切に行うものとする。

- (1) 「分別解体等の方法」については、落札者が予定している方法を記載する。
- (2) 「解体工事に要する費用」は、建築物を解体し廃棄物を積み込むまでの直接工事費で、仮設費、諸経費を含まない落札者の見積り金額を記載する。
- (3) 「再資源化等をするための施設の名称及び所在地」は、落札者が予定している再資源化等をするための施設の名称及び所在地を、特定建設資材廃棄物の種類ごとに記載する。なお、再資源化施設を複数記載し、そのうちのいずれかに搬出した場合は特記事項の変更には該当しないものとする。
- (4) 再資源化等に要する費用は、特定建設資材廃棄物の運搬費及び再資源化施設等が受け入れるために必要な費用とし、仮設費、諸経費を含まない落札者の見積り金額を記載する。

なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいい、特定建設資材に該当するか否かは、別紙特定建設資材具体例一覧を参考にする。

(変更設計の取扱い)

第7条 建設リサイクルに関する変更設計の取扱いについては下記による。

- (1) 特記事項で「解体工事に要する費用」及び「特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用」を記載する目的は、請負者が適正に分別解体等の費用を見込んで応札しているかを確認するためであり、契約は総価契約で成立していることから、分別解体等の費用について差が生じても増減のともなう変更設計に該当しないものとする。
- (2) 工事担当課が特記事項により、落札者が予定した再資源化施設について適切と判断した場合は、工事担当課が条件明示した再資源化施設と異なっても変更設計に該当しないものとする。
- (3) 現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項については、工事担当課と請負者が協議のうえ、設計の変更が必要な場合は変更設計として取り扱うものとする。

(通知)

第8条 工事担当課は、契約締結後かつ工事の着手前にあらかじめ様式1により知事等に事前通知を行う。なお、通知部数は1部で受領票の交付がないため、工事担当課は通知書の写しを保管する。

- (1) 通知者の氏名は、建築物等の設計や工事を担当する課長以上の責任ある職であつて、公印又は同等の印を押す事ができる者とする。
- (2) 建築工事の通知書は当該対象建設工事の存する市町村の窓口へ提出する。また、2以上の市町村にまたがる物件は該当する全ての市町村に提出する。なお、土木工事等については政令市、中核市、特定行政庁にあっては市に通知し、それ以外の市町村では当該建設事務所に提出する。
- (3) 通知を行うと窓口より「通知済みステッカー」の配布を受けるので、請負者に工事現場の標識など見やすいところへ貼り付けさせる。

(変更設計により対象建設工事となる場合の事務手続き)

第9条 対象建設工事の規模の基準に満たない工事、または特定建設資材の使用、廃棄がない工事で、変更設計により対象建設工事になる場合は、契約事務手続き通知により一連の事務手続きを行うとともに、工事担当課は様式1により知事等に通知するものとする。また、対象建設工事の変更設計による減額などにより対象外工事になる場合においても、再資源化報告書により報告させるものとする。

(工事監理)

第10条 工事担当課は工事の着手に先立ち、下記の事項について確認する。

- (1) 請負者が作成した施工計画書
- (2) 再資源化等施設及び運搬業者の許可内容
- (3) 解体工事等の場合、技術管理者の設置
- (4) 元請け業者が下請け業者に行う告知書(様式2)
- (5) 特定建設資材廃棄物の搬出先が再資源化施設であること

再資源化施設の確認は環境部資源循環推進課が作成したリスト（「建設リサイクル法再資源化等施設について」（<http://www.pref.aichi.jp/kankyo/sigen-ka/haiki/kensetsu/index.html>））等を活用する。ただし、リストに掲載がなくても再資源化施設の場合があるので、そのときは個別に環境部資源循環推進課または県民事務所の廃棄物対策課(環境保全課)に確認する。

(6) 建設業法施行規則第 25 条又は解体工事業者登録省令第 8 条で定められた事項を記載した標識

(7) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により処理状況の確認（工事着手後）

(完了)

第 11 条 工事担当課は、再資源化等が完了したときは「再資源化等報告書」（様式 3）により請負者から報告を受ける。なお、報告書には「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に定める「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を添付する。

(有害廃棄物)

第 12 条 解体にともなって発生する有害廃棄物は、再使用・再資源化が可能な建設資材と混合しないように解体に先立ち除去する。

1 特別管理産業廃棄物

- (1) 飛散性アスベストの除去は「建築物解体工事共通仕様書」による。
- (2) PCB を含有する電気機器等は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）」により適切に保管する。

2 その他の特殊な廃棄物

- (1) 非飛散性アスベスト含有材料の除去は「建築物解体工事共通仕様書」による。
- (2) CCA（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐剤）処理木材等、再利用が困難な木材は他の廃棄物と区分する。
- (3) 冷凍機、パッケージ形空気調和機等に含まれるフロン類は回収する。
- (4) ヒ素・カドミウムを含む廃石膏ボードは管理型処分場に適正に処理する。

附則 この要領は平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

なお、「建設リサイクル法公共工事取扱内規（試行）」（平成 14 年 10 月）は廃止する。

別記 1 (1)

「別表 1 建築物に係る解体工事」の記入について

1 建築物の構造

解体する建築物の構造の種類により、該当するチェックボックスにチェックマークが付されていること。混構造の場合には該当する構造全てにチェックマークが付されていること。

2 建築物に関する調査の結果

① 建築物の状況

建築物の築年数及び棟数について記載されていること。

② 周辺状況

工事現場の周辺にある施設について、該当するチェックボックスにチェックマークが付されていること。建築物敷地境界とチェックした施設との最短距離が記載されていること。

3 建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容

① 作業場所

解体用機械の設置場所、分別解体を行うための作業場所が確保されているか、チェックボックスにチェックマークが付されていること。

作業場所が不十分な場合には、具体的な措置内容が記載されていること。作業場所が十分確保されている場合、措置内容は、「無し」と記載されていること。また、着手と同時でなければ作業場所の確保が困難な場合は、その旨が記載されていること。

例) 着手と同時に構造物の一部を除去し、作業場所を確保する など

② 搬出経路

廃棄物の発生する現場から、搬出を行う道路までの搬出経路の状況について、段差、樹木、工作物などの障害物の有無について、チェックボックスにチェックマークが付されていること。障害物がある場合は、その内容が記載されていること。現場前面道路の幅員が記載されていること。通学路該当の有無について、チェックボックスにチェックマークが付されていること。

運搬経路で障害物があるなど工事前に措置が必要な場合には、どのようにして搬出経路を確保するかが具体的に記載され、適切な搬出経路が確保されていることを確認する。問題なく搬出が可能な場合には「無し」と記載されていること。

例) 鉄板敷きを施工し、搬出経路を確保する など

③ 残存物品

解体する建築物の内部や敷地内における家電製品、タンス等の残存物品の有無について、チェックボックスにチェックマークが付されていること。有る場合には、その内容が具体的に記載されていること。

残存物品がある場合には、その措置等について記載されていること。残存物品がない

別記 1 (1)

場合は「無し」と記載されていること。

例) 生活残存物品については発注者が工事前までに適正に処理する など

④ 特定建設資材への付着物

解体する建築物の特定建設資材に、吹き付け石綿等が付着している部分があるか、その有無について、チェックボックスにチェックマークが付されていること。有る場合には、その内容が具体的に記載されていること。

特定建設資材への付着物がある場合には、その措置等について記載されていること。付着物がない場合は「無し」と記載されていること。

⑤ その他

近隣対策や必要な諸官庁への届出の実施状況などについて記載されていること。建築物解体時に有害物質の発生がある場合、種類、発生箇所等について記載がされていること。ない場合は「無し」と記載されていること。

有害物質が存在する旨の記載がある場合には、その措置等について記載されていること。

例) PCB 使用機器の適正処理 など

4 工程ごとの作業内容及び解体方法

① 建築設備・内装材等

建築設備及び内装材等の取り外しの有無、分別解体等の方法についてそれぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。この工程における分別解体等の方法は、原則として手作業であることが施行規則に定められている。機械併用の場合にはその理由が記載されていること。

建築設備には、原則として軒樋、堅樋等は含まず、受水槽や室内の建築設備を対象とする。また、軒樋、堅樋等は外装材として取り扱う。

なお、機械併用の理由として工期短縮のため等の理由は、法の趣旨から認められない。

② 屋根ふき材

屋根ふき材の取り外しの有無、分別解体等の方法についてそれぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。この工程における分別解体等の方法は、原則として手作業であることが施行規則に定められている。機械併用の場合にはその理由が記載されていること。

また、瓦等が存在しない場合、屋根ふき材の取り外しは「無し」となる。

機械併用の理由としては、労働安全衛生法に基づき足場、命綱等の設備を設置してもなお屋根版の腐朽、トタン屋根のため滑りやすい、などの理由により、屋根上での作業に危険が伴う場合などがある。

なお、上記①と同様単なる工期短縮のために機械併用を行うこと認められない。

③ 外装材・上部構造部分

別記 1 (1)

外装材及び上部構造部分の取り壊しの有無、分別解体等の方法についてそれぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。

④ 基礎・基礎ぐい

基礎及び基礎ぐいの取り壊しの有無、分別解体等の方法についてそれぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。

⑤ その他

その他の取り壊し工事の有無、分別解体等の方法についてそれぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。その他の取り壊し工事がある場合には工程欄カッコ内に具体的な工程が記載されていること。

5 工事の工程の順序

「上の工程における①→②→③→④の順序」欄にチェックマークが付されていない場合には、「その他」欄のチェックボックスにチェックがされ、カッコ内に具体的な順序の記載があること。また、「その他の場合の理由」欄にその順序によるべき理由の記載があること。理由としては、複数の工程を同時に行う場合や、一部の工程の工事が無い場合などが考えられる。

内装材に木材が含まれる場合、チェックボックスにチェックがされ、分別に支障となる建設資材の事前取り外し可能か不可能かがチェックされ、不可の場合、その理由が記載されていること。

6 建築物に用いられた建設資材の量の見込み

建築物に用いられた建設資材について、特定建設資材だけでなく全ての資材について記載されている必要があることから、「7 廃棄物発生見込量」に記載された合計トン数以上の数値でなければならない。

なお、数量については四捨五入による整数表示でよい。

7 廃棄物発生見込量

発生する特定建設資材廃棄物の種類ごとに該当するチェックボックスにチェックマークが付され、発生量の見込みが記載されていること。「発生が見込まれる部分」欄には、様式下欄の「(注)」に従い、以下のようにチェックボックスに適切にチェックマークが付されていること（コンクリート及び鉄から成る建設資材についてはコンクリート塊に含まれる）。

なお、数量については四捨五入による整数表示でよい。

8 備考

備考として記載されていることがあれば確認する。

別記 1 (2)

「別表 2 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）」の記入について

1 使用する特定建設資材の種類

工事に使用する特定建設資材について、種類ごとにチェックボックスにチェックマークが付されていること。なお、発生する特定建設資材廃棄物ではなく、使用する特定建設資材が対象であることに注意する。

2 建築物に関する調査の結果

① 建築物の状況

新築の場合には空欄でよい。増築又は修繕・模様替等の場合には既存建築物の築年数及び棟数について記載されていること。

② 周辺状況

工事現場の周辺にある施設について、該当するチェックボックスにチェックマークが付されていること。建築物敷地境界とチェックした施設との最短距離が記載されていること。

3 建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容

① 作業場所

工作機械の設置場所、分別を行うための作業場所が確保されているか、チェックボックスにチェックマークが付されていること。

作業場所が不十分な場合には、具体的な措置内容が記載されていること。作業場所が十分確保されている場合、措置内容は、「無し」と記載されていること。また、着手と同時になければ作業場所の確保が困難な場合は、その旨が記載されていること。

例) 敷地の一部を分別ヤードとして利用する など

② 搬出経路

廃棄物の発生する現場から、搬出を行う道路までの搬出経路の状況について、段差、樹木、工作物などの障害物の有無について、チェックボックスにチェックマークが付されていること。障害物がある場合は、その内容が記載されていること。現場前面道路の幅員が記載されていること。通学路該当の有無について、チェックボックスにチェックマークが付されていること。

運搬経路で障害物があるなど工事前に措置が必要な場合には、どのようにして搬出経路を確保するかが具体的に記載され、適切な搬出経路が確保されていることを確認する。問題なく搬出が可能な場合には「無し」と記載されていること。

例) 搬出用道路が狭いため道路使用許可を得て通行止めを行い搬出する など

③ 特定建設資材への付着物（修繕・模様替工事のみ）

修繕・模様替等をする建築物の特定建設資材に、吹き付け石綿等が付着している部分があるか、その有無について、チェックボックスにチェックマークが付されていること。

別記 1 (2)

有る場合には、その内容が具体的に記載されていること。

特定建設資材への付着物がある場合には、その措置等について記載されていること。
付着物がない場合は「無し」と記載されていること。

④ その他

近隣対策や必要な諸官庁への届出の実施状況などについて記載されていること。建築物解体時に有害物質の発生がある場合、種類、発生箇所等について記載がされていること。ない場合は「無し」と記載されていること。

有害物質が存在する旨の記載がある場合には、その措置等について記載されていること。

例) 吹き付け石綿の適正処理対策の実施 など

4 工程ごとの作業内容

① 造成等

造成等工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。

② 基礎・基礎ぐい

基礎・基礎ぐい工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。

③ 上部構造部分・外装

上部構造部分・外装工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。

④ 屋根

屋根工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。

⑤ 建築設備・内装等

建築設備・内装等工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。

⑥ その他

仮設工事など、その他の工事の有無についてそれぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。その他の工事がある場合には工程欄カッコ内に具体的な工程が記載されていること。

5 廃棄物発生見込量

発生する特定建設資材廃棄物の種類ごとに該当するチェックボックスにチェックマークが付され、発生量の見込みが記載されていること。「使用する部分又は発生が見込まれる部分」欄には、様式下欄の「(注)」に従い、以下のようにチェックボックスに適切にチェック

別記 1 (2)

マークが付されていること（コンクリート及び鉄から成る建設資材についてはコンクリート塊に含まれる）。

なお、数量については四捨五入による整数表示でよい。

① 新築・増築・修繕・模様替工事の場合

特定建設資材が使用される工作物の部分にチェックマークが付されていること。

② 修繕・模様替工事

特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分にチェックマークが付されていること。

③ 双方に該当する場合

該当箇所全てについてチェックマークが付されていること。

6 備考

備考として記載されていることがあれば確認する。

別記 1 (3)

「別表 3 建設物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）」の記入について

1 工作物の構造（解体工事のみ）

解体工事の場合は、そのチェックボックスにチェックマークが付されているとともに、鉄筋コンクリート造以外の場合には「その他」欄に当該工作物の構造について具体的な記載（例・アスファルト造、木造など）があること。

なお、解体工事以外の工事の場合には記載の必要はない。

なお、解体工事とは、橋梁の架替における旧橋撤去工事、不要になった迂回路の撤去工事など、その機能の全て又は一部を完全に失うもので、以下により判断する。

- ① 解体工事は、河川又は道路の工作物の機能を失わせるものであること。
- ② 老朽化等による維持修繕工事で、機能回復のための部分的な取り壊しは、解体工事の対象外。
- ③ 主体工事が構造上の機能アップを目的とし、計画的かつ相当の施工量を行う工事に伴う取り壊しは、解体工事とする。

<判断例>

（解体工事の対象）

- ・ 河川の樋門等構造物を更新する工事（補修は対象外）
- ・ 護岸を大規模かつ計画的に補強改修する工事
- ・ 道路拡幅工事で現道の機能を失わせる工作物の取り壊し
- ・ 橋梁架け替えに伴う、上部工撤去や下部工の取り壊し

（解体工事の対象外）

- ・ バイパス等で現道機能に関係のない既設構造物の取り壊し
- ・ 道路舗装補修工事に伴う舗装の取り壊し
- ・ 橋梁下部工補強施工時の補強のためのはつり工
- ・ 橋梁床版補強のための既設床版の部分的な取り壊し
- ・ 道路工事又は河川工事において主体工事以外の取り壊し（例えば道路工事における水路の付け替え等に伴う既設構造物の取り壊し等）

2 工事の種類

上欄、下欄のそれぞれのチェックボックスにチェックマークを付されていること。その他欄のチェックボックスにチェックマークを付する場合には、カッコ内に、排水路設置、水門設置など具体的な工作物の種類を記載されていること。

3 使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）

新築・維持・修繕工事の場合は、使用する全ての特定建設資材のチェックボックスにチェックマークが付されていること。なお、解体のみの場合は必要ない。

4 工作物に関する調査の結果

① 工作物の状況

新築工事の場合は空欄でよい。維持・補修工事若しくは解体工事の場合は、対象工作

別記 1 (3)

物の概ねの築造年、築造経過年数など記載されていること。

② 周辺状況

工事現場の周辺にある施設について、該当するチェックボックスにチェックマークが付されていること。建築物敷地境界とチェックした施設との最短距離が記載されていること。

5 工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容

① 作業場所

工作機械の設置場所、分別を行うための作業場所が確保されているか、チェックボックスにチェックマークが付されていること。

作業場所が不十分な場合には、具体的な措置内容が記載されていること。作業場所が十分確保されている場合、措置内容は、「無し」と記載されていること。また、着手と同時でなければ作業場所の確保が困難な場合は、その旨が記載されていること。

例) 廃棄物を分別する空地が不足しているため、隣地を借地する など

② 搬出経路

廃棄物の発生する現場から、搬出を行う道路までの搬出経路の状況について、段差、樹木、工作物などの障害物の有無について、チェックボックスにチェックマークが付されていること。障害物がある場合は、その内容が記載されていること。現場前面道路の幅員が記載されていること。通学路該当の有無について、チェックボックスにチェックマークが付されていること。

運搬経路で障害物があるなど工事前に措置が必要な場合には、どのようにして搬出経路を確保するかが具体的に記載され、適切な搬出経路が確保されていることを確認する。問題なく搬出が可能な場合には「無し」と記載されていること。

例) 前面道路の幅員が狭いため 2t トラックにて搬出する など

③ 特定建設資材への付着物（解体・維持・修繕工事のみ）

解体・維持・修繕工事する建築物の特定建設資材に、吹き付け石綿等が付着している部分があるか、その有無について、チェックボックスにチェックマークが付されていること。有る場合には、その内容が具体的に記載されていること。

特定建設資材への付着物がある場合には、その措置等について記載されていること。付着物がない場合は「無し」と記載されていること。

④ その他

近隣対策や必要な諸官庁への届出の実施状況などについて記載されていること。工作物解体時に有害物質の発生がある場合、種類、発生箇所等について記載がされていること。ない場合は「無し」と記載されていること。

有害物質が存在する旨の記載がある場合には、その措置等について記載されていること。

別記 1 (3)

例) 周辺住民への周知 など

6 工程ごとの作業内容及び解体方法

① 仮設

仮設工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。また、解体工事の場合には、分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマークが付されていること。

仮設には一般的にバリケードや保安灯の設置等までもが含まれるが、作業内容における「仮設工事」は、足場仮囲い、養生、山留工、栈橋工、覆工などの設置又は撤去等をいう。

② 土工

土工工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。また、解体工事の場合には、分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマークが付されていること。

なお、土工工事とは、路盤掘削、土砂等の掘削、盛土、埋戻し、締め固め等を行う工事をいう。

③ 基礎

基礎工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。また、解体工事の場合には、分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマークが付されていること。

なお、基礎工事とは、人孔や管きよの基礎、橋脚・橋台の基礎、基礎ぐいなどの設置又は撤去等をいう。

④ 本体構造

本体構造の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。また、解体工事の場合には、分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマークが付されていること。

なお、本体構造の工事とは、道路であれば舗装・街きよ等、橋梁であれば橋脚・橋台・桁・舗装等、河川であれば堤防・護岸等の設置又は撤去等をいう。

⑤ 本体付属品

本体付属品の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。また、解体工事の場合には、分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマークが付されていること。

なお、本体付属品とは、防護柵、照明設備、標識などで、具体的には道路や橋梁に取り付けられた照明、擁壁に添架されたガードレール、防音壁、電信柱に取り付けられた信号機、案内板、駐車場に設置されたゲートなどが考えられる。

別記 1 (3)

⑥ その他

その他の工事がある場合には具体的に記載されていること。(①～⑤に該当しない工種などについて記載する。)

7 工事の工程の順序 (解体工事のみ)

解体工事の場合のみ記載されていること。「上の工程における⑤→④→③の順序」欄にチェックマークが付されていない場合には、「その他」欄のチェックボックスにチェックがされ、カッコ内に具体的な順序の記載があること。また、「その他の場合の理由」欄にその順序によるべき理由の記載があること。理由としては、複数の工程を同時に行う場合や、一部の工程の工事が無い場合などが考えられる。

8 工作物に用いられた建設資材の量の見込み (解体工事のみ)

解体工事のみ記載されていること。なお、特定建設資材だけでなく全ての資材について記載されている必要があることから、「9 廃棄物発生見込量」に記載された合計トン数以上の数字でなければならない。

なお、数量については四捨五入による整数表示でよい。

9 廃棄物発生見込量

発生する特定建設資材廃棄物の種類ごとに該当するチェックボックスにチェックマークが付され、発生量の見込みが記載されていること。「使用する部分又は発生が見込まれる部分」欄には、様式下欄の「(注)」に従い、以下のようにチェックボックスに適切にチェックマークが付されていること(コンクリート及び鉄から成る建設資材についてはコンクリート塊に含まれる)。

なお、数量については四捨五入による整数表示でよい。

① 新築・維持・修繕工事の場合

特定建設資材が使用される工作物の部分にチェックマークが付されていること。

② 維持・修繕・解体工事

特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分にチェックマークが付されていること。

③ 双方に該当する場合

該当箇所全てについてチェックマークが付されていること。

10 備考

備考として記載されていることがあれば確認する。

特定建設資材具体例一覧

資材名	規格	判定	該当特定建設資材
PC版	JIS A 5372	○	コンクリート及び鉄から成る建設資材
無筋コンクリート、有筋コンクリート		○	コンクリート
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	コンクリート
コンクリート平板・U字溝等二次製品		○	コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート
間知ブロック		○	コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411	○	コンクリート
軽量コンクリート		○	コンクリート
セメント瓦	JIS A 5401	×	
モルタル		×	
ALC版	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング（押し出し形成版）	JIS A 5422	×	
普通れんが	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント板（スレート）	JIS A 5430	×	
粘土瓦	JIS A 5208	×	
タイル		×	
改質アスファルト舗装		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト・ルーフィング		×	
木材		○	木材
合板	JAS	○	木材
パーティクルボード	JIS A 5908	○	木材
集成材（構造用集成材）	JAS	○	木材
繊維板（インシュレーションボード）	JIS A 5905	○	木材
繊維板（MDF）	JIS A 5905	○	木材
繊維板（ハードボード）	JIS A 5905	○	木材
木質系セメント板（木毛・木片）	JIS A 5404	×	
竹		×	
樹脂混入木質材（ハウスメーカー製品）		×	

○：特定建設資材

×：特定建設資材ではないもの

通 知 書

平成 年 月 日

殿

通知者官職 氏名 印

官庁所在地

担当者

TEL

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、別紙様式のとおり通知をします。

様式 1 ・イ再生資源利用計画書（CREDA S 様式）

様式 2 ・ロ再生資源利用促進計画書（CREDA S 様式）

※受付欄	※決裁欄
平成 年 月 日	
第 号	
係員印	

告 知 書

平成 年 月 日

(下請負人) 様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -)電話番号 - -
住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、対象建設工事に係る事項について告知します。

記

1 添付資料

①別表 (別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

②その他の添付資料 (添付する場合)

工程表

再 資 源 化 等 報 告 書

平成 年 月 日

殿

氏名（法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名）
（郵便番号 - ）電話番号 - -
住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

- 1 工事の名称
- 2 工事の場所
- 3 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日
- 4 再資源化等をした施設の名称及び所在地
（書ききれない場合は別紙に記載）

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地

- 5 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円
(直接工事費)

- 様式 1 再生資源利用実施書（CREDA S 様式）
 様式 2 再生資源利用促進実施書（CREDA S 様式）

様式3

別紙

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地